

コンプライアンス規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人地域 DX 研究所くまぐま（以下「当法人」という。）におけるコンプライアンスの推進に必要な基本事項を定め、当法人の適正な運営及び社会的信頼の維持向上を図ることを目的とする。

第2条（定義）

この規程において「コンプライアンス」とは、法令、定款、社内諸規程、社員総会その他当法人の意思決定に基づくルールを遵守するとともに、社会規範及び社会的良識に従って誠実に行動することをいう。

第3条（適用範囲）

この規程は、当法人の理事、職員、社員、委員、受託業務従事者その他当法人の業務に従事するすべての者に適用する。

第4条（基本方針）

- 1 当法人は、定款に定める目的の実現に当たり、高い倫理観と社会的責任をもって事業を運営するものとする。
- 2 当法人の理事は、自らコンプライアンスを率先して実践し、当法人における健全な組織風土の形成に努めるものとする。
- 3 当法人のすべての関係者は、それぞれの立場に応じてコンプライアンスの重要性を認識し、当法人の名誉及び信頼を損なう行為をしてはならない。

第5条（推進体制）

- 1 当法人に、コンプライアンス推進責任者を置く。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、代表理事をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、次に掲げる事項を統括する。
 - (1) コンプライアンス施策の企画、実施及び周知
 - (2) コンプライアンス違反又はそのおそれがある事案への対応
 - (3) 内部通報への対応及び再発防止策の策定
 - (4) 研修、啓発その他コンプライアンス意識の向上に必要な事項
- 4 代表理事は、必要があると認めるときは、コンプライアンスに関する協議・調査・審議

を行うため、コンプライアンス担当者又はコンプライアンス委員会を置くことができる。

5 理事が複数いる場合は、重要なコンプライアンス案件について、定款に基づき理事の過半数による意思決定を行うものとする。

第6条（遵守事項）

当法人の関係者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、定款、規程及び当法人の決定事項を遵守すること。
- (2) 当法人の目的及び公共性を理解し、その信用を損なう行為をしないこと。
- (3) 業務上知り得た秘密情報、個人情報その他の重要情報を適切に管理し、正当な権限なく開示又は漏えいしないこと。
- (4) 業務上取得した情報、技術、ノウハウ、資産等を私的利益又は第三者の利益のために不正に利用しないこと。
- (5) 補助金、助成金、委託費、寄附金その他の資金を、その目的に従い適正に管理し使用すること。
- (6) 会計記録、契約書、報告書その他の文書を正確に作成し、虚偽記載、改ざん又は不適切な処理を行わないこと。
- (7) 取引先、連携団体、行政機関、地域住民その他の関係者に対し、誠実かつ公正に対応すること。
- (8) 反社会的勢力との関係を一切持たず、不当な要求に応じないこと。
- (9) 事故、情報漏えい、不正行為その他重大なリスクを認識した場合は、速やかに所定の報告を行うこと。

第7条（人権尊重及びハラスメントの禁止）

- 1 当法人は、すべての者の基本的人権、多様な価値観及び人格を尊重する。
- 2 当法人の関係者は、人種、国籍、信条、宗教、性別、年齢、障害の有無、性的指向、性自認その他業務と関係のない事由による差別的取扱いをしてはならない。
- 3 暴力、暴言、誹謗中傷、いじめ、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントその他相手の尊厳を害する一切の行為を禁止する。
- 4 当法人は、安全で健全かつ相互に尊重し合う職場環境及び活動環境の整備に努める。

第8条（情報管理）

- 1 当法人は、個人情報、技術情報、研究情報、地域情報、取引情報その他業務上取得した情報を、法令及び内部ルールに従って適切に管理する。
- 2 当法人の関係者は、在任中又は退任後若しくは退職後を問わず、正当な権限なく当法人又は関係者の秘密情報を開示し、又は漏えいしてはならない。
- 3 当法人の関係者は、情報システム、通信機器、アカウント、記録媒体等を適正に利用し、

不正アクセス、無断持出し、私的利用その他不適切な取扱いをしてはならない。

第9条（公正な会計及び事務処理）

- 1 当法人は、会計処理及び事務処理を正確かつ適正に行い、その透明性を確保するものとする。
- 2 当法人の関係者は、経費精算、契約手続、物品購入、助成金申請、報告資料作成その他の事務について、不正又は誤解を招く処理を行ってはならない。
- 3 当法人は、必要に応じて証憑書類、帳簿その他記録を整備し、保存するものとする。

第10条（利益相反の管理）

- 1 当法人の理事その他関係者は、自己又は第三者の利益と当法人の利益が相反し、又は相反するおそれがある場合には、速やかにコンプライアンス推進責任者に申告しなければならない。
- 2 当法人は、利益相反の内容を確認し、必要に応じて審議、関与制限、情報遮断その他適切な措置を講ずるものとする。

第11条（内部通報）

- 1 当法人は、コンプライアンス違反又はそのおそれがある行為について、通報又は相談を受け付ける内部通報体制を整備する。
- 2 通報又は相談は、コンプライアンス推進責任者又は当法人が別に指定する窓口に対して行うことができる。
- 3 通報を受けた者は、通報内容に関する秘密を保持し、必要な範囲を超えてこれを開示してはならない。
- 4 当法人は、通報者又は相談者が通報又は相談を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 当法人は、通報を受けたときは、事実関係を調査し、必要な是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。
- 6 虚偽の通報その他不正の目的による通報は許されない。

第12条（調査及び是正措置）

- 1 コンプライアンス推進責任者は、必要があると認めるときは、関係者に対し報告若しくは資料提出を求め、又は事実関係の調査を行うことができる。
- 2 当法人の関係者は、前項の調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 調査の結果、違反行為又は不適切な行為が認められたときは、当法人は是正措置、再発防止措置その他必要な措置を講ずるものとする。

第 13 条（教育及び研修） 当法人は、コンプライアンスの実効性を高めるため、理事、職員その他関係者に対し、必要な教育、研修及び啓発を行うものとする。

第 14 条（違反時の措置）

1 当法人の関係者がこの規程に違反した場合、当法人は、その態様、程度及び結果の重大性に応じて、法令、定款、就業規則、委嘱契約その他の定めに従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置には、口頭又は書面による注意、けん責、職務停止、解任、懲戒処分、契約解除その他相当な措置を含む。

3 社員については、必要に応じ、定款及び一般法人法に基づく対応を行うことがある。

第 15 条（改廃） この規程の改廃は、社員総会の決議により行う。

附則

この規程は、令和 8 年 5 月 26 日から施行する。